

令和元年度 答申第1号

(令和元年7月16日)

宝塚市行政不服審査会

答 申 第 1 号  
令和元年7月16日  
(2019年)

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市行政不服審査会  
会長 芝 池 義 一

国民健康保険税減免に関する処分に対する審査請求に係る裁決について(答申)

平成31年(2019年)4月18日付け宝塚市諮問第6号で諮問のあった国民健康保険税減免に関する処分に対する審査請求に係る裁決について、当審査会は、慎重に審査した結果、別紙のとおり答申します。

別紙において、審査請求をした■■■■氏を「審査請求人」といいます。また、宝塚市長を「処分庁」又は「審査庁」と呼びます。

## 第1 審査会の判断

審査庁は、申請を否認する部分につき、処分を一旦取り消し、処分をやり直すとともに、なお申請を否認する部分については、理由を付することが妥当である。

## 第2 事案の概要

- 1 本件審査請求は、審査請求人が行った平成28年度宝塚市国民健康保険税に係る減免申請に対する処分庁による減免決定処分について、処分庁が減免決定の算定の基礎となる医療費のうち、通院費用を算定の対象外として否認したことを不服として、当該減免決定処分の変更を求めるものである。

### 2 関係法令の定め

#### (1) 国民健康保険税の課税

ア 市町村は、目的税として国民健康保険税を課することができる（地方税法第5条第6項第5号）。

イ 国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができ（地方税法第703条の4第1項）、処分庁は、世帯主に対して国民健康保険税を課している（宝塚市国民健康保険税条例第1条）。

#### (2) 国民健康保険税の減免

市長は、被保険者のうち、①災害等によって生活が著しく困難となった者、②世帯主又はこれに準ずる者の重度の障害若しくは死亡により生活が著しく困難となった者、③前2号に掲げる事由に類する事由により生活が著しく困難となった者、のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められるものに対し、その申請に基づき、国民健康保険税を減免することができ（宝塚市国民健康保険税条例第12条）、その具体的な手続としては、国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに、国民健康保険税減免申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。市長は、別表に定める範囲内において、国民健康保険税の減免を決定したとき、又はその申請を却下したときは、納税義務者にその旨を通知しなければならない（宝塚市国民健康保険規則の一部を改正する規則（平成29年規則第21号）による改正前の宝塚市国民健康保険規則（以下単に「宝塚市国民健康保険規則」という。）第34条）。

### 3 審査請求に至る経緯及び基礎事実

#### (1) 審査請求人

宝塚市国民健康保険に加入する者である。

#### (2) 平成28年度宝塚市国民健康保険税の課税

審査請求人に係る平成28年度宝塚市国民健康保険税（以下単に「保険税」という。）の課税額は、185,500円である。

(3) 減免の申請

上記(2)の課税額の決定に対して、審査請求人は、平成28年(2016年)8月4日、処分庁に対し、疾病・負傷により、医療費が多額に必要であることを理由として、国民健康保険税減免申請書を提出した。同申請書には、医療費(交通費を含む。以下同じ。)領収書及び収入状況報告書が添付されていた。

上記申請は、申請日と同日付けで受付処理されている。

(4) 原処分

上記(3)の減免の申請に対して、処分庁は、平成29年(2017年)1月25日、以下の内容で減免の決定をし、国民健康保険税減免の承認通知書により審査請求人に通知した。

ア 決定された後の国民健康保険税

- (ア) 保険税年税額 185,500円
- (イ) 減免額 97,900円
- (ウ) 減免審査後税額 87,600円

イ 審査決定の理由として挙げられているのは、宝塚市国民健康保険税条例第12条第1項第1号及び第2号に掲げる事由(第1号は災害等によって生活が著しく困難となったこと、第2号は世帯主又はこれに準ずる者の重度の傷害若しくは死亡によることである。)に類する事由により生活が著しく困難になった者に該当することである(宝塚市国民健康保険税条例第12条第1項第3号)。

(5) 原処分における交通費の否認

上記(4)の原処分においては、処分庁は、審査請求人が提出した医療費について、以下のとおり判断した。

ア 審査請求人分として是認したもの

- (ア) [ ]に係る交通費 35,360円
- (イ) [ ]に係る交通費 7,000円

イ [ ](審査請求人の妻。以下「審査請求人の妻」という。)分として是認したもの

- (ア) [ ]に係る医療費 22,650円
- (イ) [ ]に係る医療費 6,790円
- (ウ) [ ]に係る医療費 7,970円
- (エ) [ ]に係る医療費 7,710円
- (オ) [ ]に係る医療費 17,480円
- (カ) [ ]に係る医療費 115,570円
- (キ) [ ]に係る医療費 600円
- (ク) [ ]に係る医療費及び電車代 4,200円
- (ケ) [ ]に係る医療費及び電車代 4,620円

(コ) 高額療養費制度による返還金  $\Delta$ 10,504 円

ウ 審査請求人分として否認したもの

(ア) [ ] ( [ ] 所在) へのタクシー代 40,100 円

(イ) [ ] ( [ ] 所在) への通院費

a 電車賃・バス代 16,400 円

b タクシー代 20,720 円

c 飛行機航空運賃 129,600 円

(ウ) [ ] に係る費用 28,000 円

(エ) [ ] に係る費用 32,400 円

(オ) [ ] に係る費用 4,000 円

エ 審査請求人の妻分として否認したもの

(ア) [ ] ( [ ] 所在) へのタクシー代 1,840 円

(イ) [ ] ・ [ ] ( [ ] 所在) へのタクシー代 5,480 円

(ウ) [ ] に係る費用 216 円

(エ) [ ] に係る費用 14,966 円

(6) 審査請求

審査請求人は、上記の原処分があったことを平成 29 年(2017 年)1 月 26 日に知り、上記(5)ウ(ア)並びにエ(ア)及び(イ)が否認されたことを不服として、平成 29 年(2017 年)4 月 17 日、審査請求をした。

なお、審理手続中に提出された書面中において、医療費として申請する金額を以下のとおり変更している。

ア (5)ウ(ア) [ ] ( [ ] 所在) へのタクシー代 40,100 円→2,680 円

イ (5)エ(イ) [ ] ・ [ ] ( [ ] 所在) へのタクシー代 5,480 円→6,840 円

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 処分庁の主張

(1) 減免に係る根拠規定について

国民健康保険税の減免については、宝塚市国民健康保険税条例第 12 条及び宝塚市国民健康保険規則第 34 条第 2 項を根拠として行っている。

疾病・負傷により、医療費が多額に必要であることを事由とする国民健康保険税の減免の審査に当たり、医療費の範囲として認められる交通費は、国税庁の通達に依拠し、公共交通機関のみとしている。

タクシー代については、公共交通機関が利用できない理由がある場合に認められる、としており、公共交通機関が利用できない理由がある場合の判断材料につ

いては、申請者本人に立証責任がある。

(2) 審査請求人に係る交通費について

以下の理由により、審査請求人が通院するに当たってのタクシー利用の必然性に欠けており、また、タクシー代の領収書の信憑性が低いことから、原処分のとおりタクシー代については否認したものである。

ア 歩行が著しく困難でタクシーの利用が必然であるならば、[ ]から病院への通院手段として往復のタクシー利用が必要であると考えられるが、添付の領収書のほとんどが片道分しか見受けられない。

イ 通院時の自宅と最寄駅まででタクシー利用が一度もなく、[ ]と[ ]への乗換えの際にも歩いていると考えられる。

ウ タクシー代の領収書の中に、[ ]から病院へのタクシー代として想定できない金額の領収書が含まれている。

エ タクシー代の領収書の日付と市保有のレセプトデータの通院日を照合したところ、審査請求人からの提出のあった23日分の領収書のうち、合致したものは3日分だけであった。

(3) 審査請求人の妻に係る交通費について

処分庁として、審査請求人に対し、審査請求人の妻が通院するに当たりタクシーを利用する必要があることが分かる書類の提出を求めたが、その書類が提出されなかったため、原処分のとおりタクシー代については否認したものである。

なお、タクシー利用の必要性に関する書類は、原処分後の平成29年(2017年)4月17日付けで提出されており、同書類によると、タクシー利用の必要性が認められるため、審査請求に対する裁決後、通院費用の審査をやり直すに当たり減免額の算定の基礎となる医療費の額を再度計算する必要がある。

2 審査請求人の主張

(1) 審査請求人の病状について

ア 審査請求人は、平成21年(2009年)頃に腰部脊柱管狭窄症に罹患し、今日に至っているところ、同疾病により体幹機能障害が発生し、歩行が極めて困難な状態となっており、医師からは、交通機関の利用は最小限にとどめ、タクシー利用の方法が万全と思料する、との診断を得ている。

イ 審査請求人は、腰部脊柱管狭窄症に起因する体幹機能障害により、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第3項の意見として、障害の程度は、同法別表に掲げる障害3級(体幹)に該当すると診断されている。歩行能力は、杖使用で10メートル程度、2階まで階段を上って下りることは全介助若しくは不能、公共の乗物を利用することも同様、との所見が示されている。

ウ 脊柱管狭窄症による間欠性跛行は、激しい疼痛によって急に歩行ができなくなり、路上に座り込んでしばらく休んで歩く、の繰り返しであり、ひどいとき

には立ち上がることもできない症状である。車椅子生活にならないために、杖を使い痛みを我慢しながら歩き、出費の削減を図ってきたものであり、処分庁の主張は、間欠性跛行の症状に対する認識を欠いたものである。

エ なお、審査請求人は、原処分後の平成 29 年(2017 年)6 月 12 日付けで腰部脊柱管狭窄症、右下肢機能の著しい障害及び左足関節の著しい障害により、身体障害者手帳(2 種 4 級)の交付を受けている。

(2) 審査請求人の妻の病状について

ア 審査請求人の妻は、平成 27 年(2015 年)10 月 28 日に両変形性股関節症、右根性坐骨神経痛と診断され、投薬治療を受けてきたが、両股関節痛が顕著に増強したため、平成 28 年(2016 年)8 月 16 日に両側の人工股関節置換術を受け、今日に至っている。

イ 上記アの疾病による激痛のため、歩行が困難な状態であったことから、各病院への通院については、タクシーを利用せざるを得なかったものである。

(3) 上記(1)及び(2)のとおり、審査請求人及び審査請求人の妻の通院に当たってのタクシー利用は、電車、地下鉄等の公共交通機関の利用が困難で、かつ、負担が大きいことから不可欠な移動手段である。

(4) 処分庁における国民健康保険税の減免に関する運用における交通費の判定については、以下のとおり、各年によって認められたり、否認されたりされていることが判明している。

ア 平成 24 年度

審査請求人について、電車代は認め、タクシー代は否認している。

イ 平成 25 年度

審査請求人について、電車代は否認し、タクシー代は認めている。

審査請求人の妻について、電車代、タクシー代ともに認めている。

ウ 平成 26 年度

審査請求人について、電車代は否認し、タクシー代は認めている。

審査請求人の妻について、電車代、タクシー代ともに認めている。

エ 平成 27 年度

審査請求人について、電車代は否認し、タクシー代は一部認めている。

審査請求人の妻について、電車代、タクシー代ともに認めている。

#### 第 4 理由

##### 1 条例等の適用関係について

国民健康保険税の減免は、宝塚市国民健康保険税条例第 12 条及び宝塚市国民健康保険規則第 34 条第 2 項を根拠として行われている。

これらによると、疾病・負傷により、医療費が多額に必要であることを事由とする

国民健康保険税の減免の審査に当たり、医療費の範囲として認められる交通費は、国税庁の通達に依拠し、公共交通機関のみであり、タクシー代については、公共交通機関が利用できない理由がある場合に認められる。

また、減免申請に対する拒否処分（一部拒否処分を含む。）を行う場合は、その拒否の部分については、理由の提示を定める宝塚市行政手続条例第 8 条の適用がある。

## 2 理由の提示について

原処分のうち審査請求人の減免申請を否認する部分は拒否処分であるから、宝塚市行政手続条例第 8 条により理由の提示が必要であるが、原処分では理由が提示されていない。この点において、審査請求人の申請を否認する部分の取消しは免れない。

## 3 処分の見直しの際の留意点

この処分の見直しに当たっては、次のことに留意すべきである。

### (1) 審査請求人について

審査請求人は、平成 21 年(2009 年)頃に腰部脊柱管狭窄症に罹患し、今日に至っているところ、同疾病により体幹機能障害が発生し、歩行が極めて困難な状態となっており、医師からは、交通機関の利用は最小限にとどめ、タクシー利用の方法が万全と思料する、との診断を得ており、また、腰部脊柱管狭窄症に起因する体幹機能障害により、身体障害者福祉法別表に掲げる障害 3 級（体幹）に該当すると診断されている。歩行能力は、杖使用で 10 メートル程度、2 階まで階段を上って下りることは全介助若しくは不能、公共の乗物を利用することも同様、との所見が示されている。

そして、原処分後の平成 29 年(2017 年)6 月 12 日付けで腰部脊柱管狭窄症、右下肢機能の著しい障害及び左足関節の著しい障害により、身体障害者手帳（2 種 4 級）の交付を受けている。

以上の審査請求人の置かれた状況からは、通院に当たり公共交通機関が利用できない場合に当たる、というべきである。

### (2) 審査請求人の妻について

審査請求人の妻は、平成 27 年(2015 年)10 月 28 日に両変形性股関節症、右根性坐骨神経痛と診断され、投薬治療を受けてきたが、両股関節痛が顕著に増強したため、平成 28 年(2016 年)8 月 16 日に両側の人工股関節置換術を受け、今日に至っており、歩行が困難な状態であると認められる。

以上の審査請求人の妻の置かれた状況からは、通院に当たり公共交通機関が利用できない場合に当たる、というべきである。

## 4 処分庁の主張について

処分庁は、審査請求人が全ての通院経路においてタクシーを利用しているわけではないことを理由として、タクシー利用の必然性に欠けている、などと主張するが、疾病を抱えている状況であったとしても、車椅子生活にならないために、杖を使い痛み



を我慢しながら歩き、出費の削減を図ってきたとする審査請求人の主張は十分に理解できるところであり、その他、処分庁からは審査請求人及び審査請求人の妻の疾病についての具体的な反証がないため、処分庁の主張には理由がないと言わざるを得ない。

## 第5 結論

以上のとおりであるから、審査庁は、申請を否認する部分につき、原処分を一旦取り消し、審査請求人及び審査請求人の妻が公共交通機関を利用することができない状況であることを前提として、宝塚市国民健康保険税の減免について再度の審査をし、審査の結果、審査請求人の申請を否認する部分については、理由を提示することが妥当である。

再度の審査に当たり、2つのことを付記する。

- 1 処分のやり直しに当たっては、審査請求人に対して不利益な変更をすることは、行政不服審査法 48 条において禁止されているので、留意されたい。
- 2 審査請求人は、第 3、1(2)エの疑義について審査庁から求めがあれば説明すべきである。

## 第6 調査審議の経過

### 1 宝塚市行政不服会委員名簿

氏 名	役 職 等
芝池 義一 (会長)	京都大学名誉教授 (行政法)
岡本 英子 (会長代理)	弁護士 (大阪弁護士会)
上入佐 輝史 (常任委員)	弁護士 (兵庫県弁護士会)
南 園子 (臨時委員)	税理士 (近畿税理士会)

### 2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成31年4月18日 (2019年)	諮問 事務局による説明 審査
2	令和元年5月13日 (2019年)	審査
3	令和元年6月10日 (2019年)	審査
4	令和元年7月16日 (2019年)	答申